

第 7 号様式（その 1）記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）若しくは第 6 号様式（その 3）の申告書又は第 10 号の 3 様式の更正請求書に添付してください。

なお、内国法人が地方税法第 53 条第 37 項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。

2 法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）若しくは第 6 号様式（その 3）の申告書又は第 10 号の 3 様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

3 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「政令第 9 条の 7 第 6 項ただし書の適用の有無」	道府県民税の従業者数を地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第 9 条の 7 第 6 項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、同項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の従業者数を政令第 9 条の 7 第 6 項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100 分の 1 を用いて計算する法人をいいます。
2 「所得税等の額①」	法人税の明細書（別表 17（3 の 6）付表）の 5 の欄の金額を記載します。	
3 「控除対象所得税額等相当額②」	法人税の明細書（別表 17（3 の 6）付表）の 31 の欄の金額を記載します。	
4 「法人税の控除額③」	法人税の明細書（別表 17（3 の 6））の 3 の欄の金額を記載します。	
5 「地方法人税の控除額④」	法人税の明細書（別表 17（3 の 6））の 4 の欄の金額と法人税申告書（別表 1）の 34 の欄「所得地方法人税額」の金額から法人税の明細書（別表 6（5 の 2））の 8 の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載します。	
6 「各道府県ごとに控除する金額の明細」	2 以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第 9 条の 7 第 6 項本文の規定により計算する法人にあっては法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の従業者数を同項ただし書の規定により計算する法人にあっては第 7 号の 2 様式別表 2 の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 都道府県ごとの⑨の欄の計算は⑥の欄の金額を各都道府県ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 (3) ⑩の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で 100 円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の⑨の欄の金額）を加算した金額を記載します。	